

令和5年

176号

2023年4月発行

編集/発行：高山市農業委員会



2月、タブレットの業務活用講習が高山市内各ブロックでおこなわれました

農業委員・農地利用最適化推進委員 を募集します

高山市では農業委員と農地利用最適化推進委員が7月19日に任期満了を迎えるため、両委員を募集します。

募集期間 令和5年4月4日(火)～令和5年5月2日(火)

募集人数 農業委員 19人 市内全域
農地利用最適化推進委員 45人 担当区域ごとに募集

任 期 令和5年7月20日～令和8年7月19日

応募方法 「応募」・「一般推薦」・「団体推薦」の3種類です。応募・推薦方法の詳細については、募集期間中に「募集要項」を本庁の農業委員会事務局及び各支所基盤産業課にて配布するとともに、市ホームページでお知らせします。

お問い合わせ先：高山市農業委員会事務局 TEL 0577-35-3141

内 容

- ・ 農業委員・農地利用最適化推進委員の募集 P 1
- ・ 高山市令和五年度予算概要及び P 2
- 令和四年農畜産物生産販売額
- ・ 所有者不明土地の解消に向けた不動産 P 3
- 取り扱いルールの変更について
- ・ 農地の賃借料情報の公表 P 4
- ・ 農作業の雇用賃金及び参考機械利用料金 P 5
- 地元分担金の見直しについて
- ・ 農地法改正に伴う下限面積要件の廃止及び P 6
- 申請書類の簡素化のご案内

高山市 令和5年度予算 一般会計522億円

うち農林水産業費は25,35億円

概要については、下表のとおりです。

1. 農業費		
1. 農業委員会費	51,403千円	農業委員会運営費等
2. 農業総務費	156,056千円	各種団体負担金等
3. 農業振興費	490,381千円	中山間直接支払事業、獣害防止対策事業、各種支援事業等
2. 畜産業費		
1. 畜産総務費	75,320千円	飛騨畜産振興会負担金等
2. 畜産振興費	204,225千円	牛舎等整備事業、飛騨牛固定推進事業、家畜診療所運営等
3. 林業費		
1. 林業総務費	113,378千円	施設修繕、林道維持管理等
2. 林業振興費	375,968千円	森林整備支援補助、林道改良等
3. 分収造林費	21,594千円	分収造林受託工事等
※令和5年度から組織再編に伴い、林政部・林務課から森林環境政策部・森林政策課になります。		
4. 農業土木費		
1. 農業土木総務費	343,061千円	農村環境多面的機能向上事業、農業施設修繕等
2. 土地改良費	118,120千円	県営土地改良事業負担金等

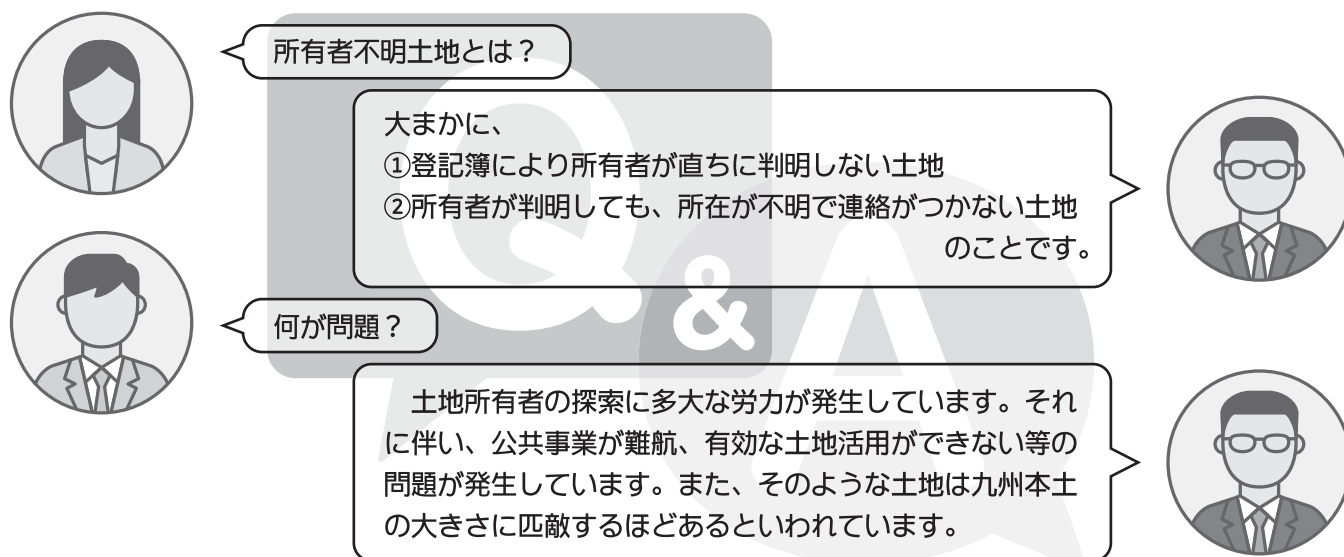
農畜産物生産販売額 241億8,323万円 (対前年比 11億8,341万円増 (105.1%))				
部 門		R4実績		R3実績
		生産販売額	対前年比	生産販売額
耕 種	水稻	147,975万円	106.0%	139,567万円
	野菜共同出荷	919,811万円	104.7%	878,232万円
	ほうれん草	402,265万円	93.7%	429,224万円
	夏秋トマト	431,347万円	116.4%	370,683万円
	その他野菜等	86,199万円	110.1%	78,325万円
	高山地方市場出荷	92,981万円	96.1%	96,770万円
	朝市、直売所	68,380万円	115.9%	59,009万円
	果樹（リンゴ、モモ他）	91,423万円	112.9%	80,991万円
	花卉（トルコギキョウ、菊、バラ他）	5,492万円	108.8%	5,046万円
	シイタケ	30,090万円	102.3%	29,410万円
	地域特産物（宿儺かぼちゃ、そば他）	11,193万円	101.2%	11,055万円
	耕種小計	1,367,345万円	105.2%	1,300,080万円
畜 産	肉用牛（肥育、子牛）	694,429万円	104.0%	667,925万円
	酪農（乳用牛）	114,616万円	102.0%	112,327万円
	養豚（肉豚、種豚）	238,930万円	111.3%	214,625万円
	養鶏（採卵）	3,003万円	59.8%	5,025万円
	畜産小計	1,050,978万円	105.1%	999,902万円
総 合 計		2,418,323万円	105.1%	2,299,982万円

◆農畜産物生産販売額が過去最高を更新

高山市の令和四年の農畜産物生産販売額が前年比五・一％増の約二四一億円となり、過去最高額であった平成二八年の二三九億円を上回りました。要因としては夏秋トマトの品種シフトや、飲食店の需要回復もあり、他品目も概ね好調であったことが挙げられます。

イノシシ踊れど、農家喜ばず

所有者不明土地の解消に向けた、不動産取り扱いルールが変更されます。



これらの解消のために、以下の項目が順次改正されます。

■土地を手放すための「相続土地国庫帰属制度」の創設（令和5年4月27日施行）

相続等によって取得した不要な土地を手放して、国庫に帰属させることを可能にする制度です。基本的に相続人であれば誰でも申請可能ですが、共有者がいる場合、全員での申請になります。また以下に掲げるような通常の管理又は処分に当たって過大な費用や労力が必要となる土地については対象外です。

- 建物・工作物等がある ●土壌汚染や埋設物がある ●危険な崖がある ●境界が不明
- 担保権などの権利が設定されている ●道路など他人の使用が予定される …等

申請の際には審査手数料が必要となり、承認を受けた場合は負担金（10年分の土地管理費相当額）が必要になります。

■登記がされるようにするための不動産登記制度の見直し

相続登記申請の義務化（令和6年4月1日施行）…等

■土地利用に関連する民法のルールの見直し

①土地・建物に特化した財産管理制度の創設（令和5年4月1日施行）

利害関係人が裁判所に申し立てることで、所有者が不明な、又は管理不全の土地・建物の管理を行う管理人を選任してもらえます。管理人は裁判所の許可を得ることで、その不動産の売却等ができます。

※管理人には事案等に応じ、弁護士・司法書士等のふさわしい者が選任されます。

②共有制度の見直し（令和5年4月1日施行）

所在等が不明な共有者がいる場合には、他の共有者は地方裁判所に申し立て、その決定を得て、管理行為（残りの共有者の過半数の同意が必要）と変更行為（残りの共有者全員の同意が必要、農地を宅地に造成等）が可能になります。また同様の手続きにより、所在等が不明な共有者の持分の取得や、第三者への売却が可能になります。

③遺産分割の新ルールの導入（令和5年4月1日施行）

④相隣関係の見直し（令和5年4月1日施行）

催促しても越境した枝が切除されない場合やその所有者の所在を調査しても分からない場合等には、越境された土地の所有者が自らその枝を切り取ることができる仕組みが整備されました。…等

詳しくは

法務省 所有者不明

検索

農地の賃借料情報の公表について

令和4年12月末現在
高山市農業委員会

令和4年中に締結（告示）された農地の賃借料について、農地法第52条に基づき下記のとおり区分毎に集計し、平均額、最高額及び最低額を公表します。

地域・地目別（賃借料無償の貸借は収集対象外）

地 域	田（水稻作付け）				畑（転作田含む）			
	賃借料（円／10a）			筆 数	賃借料（円／10a）			筆 数
	平 均	最 高	最 低		平 均	最 高	最 低	
高 山	9,500	17,300	3,000	95	13,500	20,000	9,000	34
丹生川	13,100	18,000	6,000	27	17,400	40,600	5,000	11
清 見	2,100	3,000	2,000	22	13,100	15,000	2,000	14
莊 川	(2,000)	(2,500)	(2,000)	(117)	(2,000)	(2,000)	(2,000)	(8)
一之宮	6,800	8,000	3,600	5	(3,000)	(3,000)	(3,000)	(1)
久々野	5,200	9,100	2,200	53	4,100	10,500	2,900	43
朝 日	6,700	10,000	5,000	3	(4,900)	(6,000)	(3,700)	(13)
高 根	(5,000)	(5,000)	(5,000)	(1)	(5,000)	(5,000)	(5,000)	(1)
国 府	9,300	20,000	3,000	139	4,400	8,000	2,300	8
上 宝	4,700	10,000	1,300	26	7,500	7,500	7,500	4
市全体	8,300			370	9,200			114

※1 ()は令和4年中に案件がない場合に、令和3年以前で、その直近年の数値を表示しています。
なお市全体数値には、令和3年以前で直近年の数値は含めていません。

区画面積別（国府地域・田）

面 積	平 均	最 高	最 低	筆 数
10a未満	7,700	20,000	3,000	91
10a以上20a未満	11,100	16,400	5,700	35
20a以上	12,900	20,000	3,000	21

※参考：使用貸借（無償）による権利設定筆数 188筆（全体の約28%）

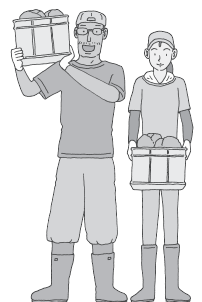


（1）集計区分

- ・地目の区分は、田と畑とする。
- ・地域の区分は、旧市町村区域とする。
- ・区画面積が明確でデータ数が多いものについては面積別区分を公表する。

（2）賃借料データの収集

- ・収集の対象は、市または農業委員会に提出された賃借料情報とする。
- ・賃借料無償の貸借は、収集の対象外とする。
- ・著しく高額あるいは低額である賃借料情報については、集計の対象外とする。



（3）賃借料情報について

- ・毎年1月～12月に効力の発生した賃借料情報を収集し、4月中に提供する。
- ・この賃借料情報は、農地の貸し借りをする場合の参考のために賃借料情報を集計したものであるが、個別事情等を踏まえたうえで決定するよう注意願います。

闇小作ではなく、適切な権利設定を心がけましょう

令和5年度農作業の雇用賃金及び参考機械利用料金

高山市農業委員会

1. 雇用賃金 最低賃金を下回らないよう注意してください。

区 分	賃 金	摘 要
岐阜県最低賃金	1時間 910円	令和4年10月から910円/時間

下表は平均です。参考（目安）としていますが、作業内容や能力によって異なる点にご注意ください。

全国及び東海（令和3年全国農業会議所の調査結果） 8時間以外も含む日額平均

区 分	全国（男）	全国（女）	東海（男）	東海（女）
専 門 作 業	9,464円	8,607円	11,106円	9,730円
一 般 ・ 軽 作 業	7,641円	7,309円	8,624円	7,780円
水稻機械作業補助	8,093円	7,604円	9,414円	8,481円

※果樹は、別途調査項目が設けられているなど、作業内容により金額は異なる。

2. 参考機械利用料金（消費税込） 下表は、高山水田農業受託経営組合の料金です。その他の方に委託する場合は、金額を確認してください。

区 分	料 金		摘 要
ロータリー耕	10a当たり	7,480円	施肥は委託者
荒 か き	10a当たり	7,480円	施肥は委託者
代 掻 き	10a当たり	8,580円	施肥は委託者
動力田植機	10a当たり	9,790円	
施肥田植機	10a当たり	11,550円	肥料は委託者
あぜ塗り機	1m当たり	77円	
機械運搬	1回当たり	3,850円	
農薬散布	10a当たり	2,200円	農薬は委託者
自脱コンバイン	10a当たり	24,200円	
わ ら 結 束	10a当たり	6,050円	
コンバイン搬送	1回当たり	3,850円	
生もみ運搬	10a当たり	3,850円	
玄米運搬	1袋(30kg)当たり	198円	
はさ干もみ運搬	1kg当り	7.7円	

【注意事項】 ☆ほ場条件等による割増料金等については、その内容について作業前に双方で話し合う。
☆10a未満は10aで計算する。 ☆燃料の高騰により変更有り。

農業土木施設整備に係る地元分担金の見直しについて

令和5年4月1日より、採択事業により分担金の率が異なっていたものを事業主体区分ごとに統一します。農家の不公平感を解消し、分担金の率の最低値を基準として見直すことで負担の軽減につながります。

事業主体区分		改正後の分担金の率
県営事業（事業主体 県）		事業費の100分の5
市営事業 （事業主体 市）	施 設	事業費の100分の10
	農 地	事業費の100分の20

お問い合わせ先：高山市農務課農業土木係 TEL0577-35-3141

農地法改正に伴う下限面積要件の廃止について

令和5年4月1日より、改正農地法が施行されることにより、農地法第3条による農地取得の際の**下限面積要件が撤廃**されます。これに伴い、高山市で設定していた下限面積要件（30a）も撤廃され、より農地の取得が容易になり、個人の新規参入等が促進されます。

※詳細については判明次第、情報提供を行います。

農地法・農業経営基盤強化法（利用権設定） 申請書類の簡素化等について

上記の改正に合わせて、令和5年4月1日より、申請に添付する「確認書」の簡素化・省力化を行います。

■これまでの取扱い

	地区委員の確認	農業委員・ 推進委員の確認
農地法第3条申請	必要	不要
農地法第4条申請	必要	不要
農地法第5条申請	必要	不要
事業計画変更申請	必要	不要
利用権設定	必要	必要



■令和5年4月1日以降の取扱い

	地区委員の確認	農業委員・ 推進委員の確認
農地法第3条申請	不要	必要
農地法第4条申請	不要	不要
農地法第5条申請	不要	不要
事業計画変更申請	不要	不要
利用権設定	不要	必要

※別途農業経営基盤強化法（中間管理機構）の様式改正も予定されています。

お問い合わせ先：高山市農業委員会事務局 Tel 0577-35-3141

知って得する！ 農業者年金

農業者の方は、国民年金の上乗せの公的な年金「農業者年金」に加入して安心して豊かな老後を！

- 農業者なら誰でも入れる「**終身年金**」です！
- 一定の要件を満たす方には、**月額最大1万円の保険料補助**
- 加入で大きな節税効果！保険料は**全額社会保険料控除の対象**

※農業者年金の加入には、

- 「国民年金第1号の被保険者であること」
- 「年間60日以上農業に従事していること」
- 「60才未満であること」

の3つの要件を満たしている必要があります。

農業者年金に
加入しよう！



お問い合わせはお近くのJAまたは農業委員会へ！

詳しくは…

農業者年金基金

検索

<https://www.nounen.go.jp>

